

## 第6章 個別労働関係紛争への対応

### 1 労働相談

#### (1) 対応状況

労働相談会における労働相談を含め、平成24年における対応状況は以下のとおりである。

件数 (重複集計)	相談内容 (重複集計) [回]				
	経営又は 人事 (解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間等)	職場の 人間関係 (嫌がらせ等)	その他
510	129	68	176	85	52
件数 (実数集計)	対応状況 (実数) [件]				
	助言	法令の説明	あっせん 制度説明	他機関紹介	
286 (相談会28件を含む)	209	7	30	40	

#### (2) 定期相談会

労働委員会の労働相談をPRして「労使ネットとっとり」の周知を図るとともに、平日における高度専門的な相談を希望する県民等に配慮し、労働問題に詳しい労働委員会の公労使の委員各1名が3名1組で直接助言を行う定期労働相談会を開催した。

実施日	相談対応者
1月11日(水)	(公)太田会長、(労)五十嵐委員、(使)稲井委員
2月8日(水)	(公)河本代理、(労)安養寺委員、(使)和田委員
3月14日(水)	(公)濱田委員、(労)小椋委員、(使)宮城委員
4月11日(水)	(公)吉谷委員、(労)安養寺委員、(使)宮城委員
5月9日(水)	(公)河本代理、(労)池内委員、(使)江尻委員
6月13日(水)	(公)太田会長、(労)小椋委員、(使)稲井委員
7月11日(水)	(公)石黒委員、(労)五十嵐委員、(使)和田委員
8月8日(水)	(公)濱田委員、(労)本川委員、(使)奥村委員
9月12日(水)	(公)吉谷委員、(労)安養寺委員、(使)宮城委員
10月10日(水)	(公)河本代理、(労)池内委員、(使)江尻委員
11月14日(水)	(公)太田会長、(労)小椋委員、(使)奥村委員
12月12日(水)	(公)吉谷委員、(労)池内委員、(使)和田委員

※原則、毎月1回、毎週第2水曜日（定例総会終了後）の午後3時30分～5時に、前日までの予約制により開催

### （3）休日相談会

労働委員会の労働相談をPRして「労使ネットとっとり」の周知を図るとともに、平日における相談が困難な県民等に配慮し、労働問題に詳しい労働委員会の委員が直接助言を行う休日労働相談会を開催した。なお、3月、6月はいずれも県中小企業労働相談所（みなくる鳥取・倉吉・米子）、日本司法支援センター鳥取地方事務所（法テラス鳥取）、鳥取労働局及び社会保険労務士会と共催し、11月の相談会ではこれら共催機関に新たに鳥取県弁護士会が加わった。（鳥取労働局は都合により不参加。）

#### ア 3月

東	日 時	平成24年3月11日（日） 午前10時から午後3時まで
	会 場	県民ふれあい会館（鳥取市扇町）
	部 相談対応者	(労)五十嵐委員、(使)和田委員
中	日 時	平成24年3月11日（日） 午前10時から午後3時まで
	会 場	県立倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町）
	部 相談対応者	(公)河本代理、(労)小椋委員
西	日 時	平成24年3月11日（日） 午前10時から午後3時まで
	会 場	米子コンベンションセンター（米子市末広町）
	部 相談対応者	(公)太田会長、(使)江尻委員

#### イ 6月

東	日 時	平成24年6月24日（日） 午前10時から午後3時まで
	会 場	県民ふれあい会館（鳥取市扇町）
	部 相談対応者	(公)河本代理、(使)和田委員
中	日 時	平成24年6月24日（日） 午前10時から午後3時まで
	会 場	県立倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町）
	部 相談対応者	(労)小椋委員、(労)五十嵐委員
西	日 時	平成24年6月24日（日） 午前10時から午後3時まで
	会 場	米子市福祉保健総合センターふれあいの里（米子市錦町1丁目）
	部 相談対応者	(公)太田会長、(使)奥村委員

ウ 11月

東	日 時	平成24年11月23日（金・祝）午前10時から午後3時まで
	会 場	県民ふれあい会館（鳥取市扇町）
	相談対応者	（公）河本代理、（労）池内委員
中	日 時	平成24年11月23日（金・祝）午前10時から午後3時まで
	会 場	県立倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町）
	相談対応者	（使）稲井委員、（使）宮城委員
西	日 時	平成24年11月23日（金・祝）午前10時から午後3時まで
	会 場	米子市福祉保健総合センターふれあいの里（米子市錦町1丁目）
	相談対応者	（労）小椋委員、（使）江尻委員

#### （4）12時間労働相談

6月10日が「ろうどう」と語呂合わせできることにちなみ、同日を「労使ネットとつとりの日」と定めるとともに、翌週の6月18日から6月22日までの1週間、平日の開庁時間内に相談することが困難な県民等に配慮し、フリーダイヤルによる相談時間を午前8時から午後8時までの12時間に延長した。

12 時 間	日 時	平成24年6月18日（月）から6月22日（金）まで 午前8時から午後8時までの12時間
	会 場	労使ネットとつとり（県庁第二庁舎7階 労働委員会事務局内）
	相談対応者	事務局職員

#### （5）土曜電話労働相談

労働委員会個別労使紛争解決支援センターの労働相談をPRして「労使ネットとつとり」の周知を図るとともに、会社経営者や会社勤務の方など、平日の相談が困難な県民等に配慮し、平成24年8月期の相談対応日として毎週土曜日を追加した。

土 曜 電 話 相 談	日 時	平成24年8月の毎週土曜日（4日、11日、18日、25日） 午前8時30分から午後5時15分まで
	会 場	労使ネットとつとり（県庁第二庁舎7階 労働委員会事務局内）
	相談対応者	事務局職員

## 2 労働委員会のPR

平成21年から鳥取県をはじめとする各都道府県の労働委員会及び中央労働委員会は、「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間を創設し、同制度の一層の利用拡大を図っている。平成23年には全労委共通キャッチフレーズ「ご存じですか？労働委員会 ～雇用のトラブル まず相談～」を採用し、平成24年も10月を同月間として全国一斉に「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知・広報活動を実施した。

同月間を含め、鳥取県労働委員会は、「個別労働関係紛争処理制度」及び「労使ネットとっとり」に係る周知・広報活動を次のとおり行った。

### (1) 街頭リーフレット・ティッシュ配布

集客施設の来場者に対し、「個別労働関係紛争処理制度」紹介リーフレットや労働委員会の連絡先を記載したカードの入ったティッシュペーパーを配布し、「労使ネットとっとり」の周知を図った。なお、3月、6月、10月いずれも一斉配布の実施に当たっては、県商工労働部雇用人材総室及び県中小企業労働相談所（みなくる鳥取・倉吉・米子）と連携した。

東 部	日 時	平成24年3月3日（土）午前11時30分から午後1時30分まで
	会 場	イオン鳥取北ショッピングセンター（鳥取市晩稲）
	配 布 者	(労)池内委員、(使)和田委員と宮城委員、事務局職員 ※全国植樹祭鳥取大会PRキャラバン隊（トッキーノ着ぐるみ）
中 部	日 時	平成24年3月3日（土）午前11時30分から午後1時30分まで
	会 場	パープルタウン周辺（倉吉市山根）
	配 布 者	(公)濱田委員、(使)稲井委員、事務局職員
西 部	日 時	平成24年3月3日（土）午前11時30分から午後1時30分まで
	会 場	イオン米子駅前店（米子市末広町）
	配 布 者	(公)太田委員、(使)石黒委員と江尻委員、事務局職員 ※全国植樹祭鳥取大会PRキャラバン隊（トッキーノ着ぐるみ）

東 部	日 時	平成24年6月17日（日）午前11時30分から午後1時30分まで
	会 場	イオン鳥取北ショッピングセンター（鳥取市晩稲）
	配 布 者	(労)安養寺委員、(使)宮城委員、事務局職員 ※全国植樹祭鳥取大会PRキャラバン隊（トッキーノ着ぐるみ）
中 部	日 時	平成24年6月17日（日）午前11時30分から午後1時30分まで
	会 場	パープルタウン周辺（倉吉市山根）

	配 布 者	(公)濱田委員、(使)稲井委員、事務局職員
西 部	日 時	平成24年6月17日(日)午前11時30分から午後1時30分まで
	会 場	イオン日吉津店(日吉津村日吉津)
	配 布 者	(公)石黒委員、(使)奥村委員、事務局職員 ※全国植樹祭鳥取大会PRキャラバン隊(トッキーノ着ぐるみ)

東 部	日 時	平成24年10月6日(土)午前10時30分から午後0時30分まで
	会 場	イオン鳥取北ショッピングセンター(鳥取市晩稲)
	配 布 者	(労)池内委員、(使)和田委員、事務局職員
中 部	日 時	平成24年10月6日(土)午前10時30分から午後0時30分まで
	会 場	パープルタウン(倉吉市山根)
	配 布 者	(公)濱田委員、(使)本川委員、事務局職員
西 部	日 時	平成24年10月6日(土)午前10時30分から午後0時30分まで
	会 場	イオン日吉津ショッピングセンター(西伯郡日吉津村日吉津)
	配 布 者	(公)石黒委員、(使)奥村委員、事務局職員

## (2) 協力要請

公労使関係団体、相談窓口等の県内関係機関に対し、「個別労働関係紛争処理制度」への協力を要請した。

## (3) 出前説明会の実施

鳥取県経営者協会が開催する研修会に事務局職員を派遣し、各企業の労務担当者を対象に出前説明会を実施した。

日 時	平成24年12月4日(火)午後4時から午後5時30分まで
会 場	対翠閣(鳥取市富安1丁目)
研 修 名	社団法人鳥取県経営者協会主催・研修会 「平成24年12月東部労務担当者会議」
講 演 者 演 題	佐々木 登美雄(鳥取県労働委員会事務局次長) 「職場のトラブルと対処法 ～個別労働紛争あっせん・相談の事例から～」
受 講 者	12名

### 3 個別労働関係紛争あっせん事件

平成24年中の新規申請は35件で、労働者からの申請が34件、使用者からの申請が1件であり、うち終結が31件、次年への繰越が4件であった。終結区分は解決21件、関与解決3件、取下げ4件、打切り2件、不開始1件であった。

#### (1) 取扱件数

	取 扱 件 数			処 理 状 況	
	前年繰越	本年新規	計	本年終結	次年繰越
14年	—	1	1	1	—
15年	—	12	12	12	—
16年	—	9	9	9	—
17年	—	9	9	9	—
18年	—	17	17	17	—
19年	—	19	19	17	2
20年	2	19	21	20	1
21年	1	34	35	35	—
22年	—	22	22	20	2
23年	2	23	25	23	2
24年	2	35	37	33	4
計	—	200	—	196	—

#### (2) 申請区分

	労働者	使用者	双方	計
14年	1	—	—	1
15年	12	—	—	12
16年	9	—	—	9
17年	9	—	—	9
18年	17	—	—	17
19年	19	—	—	19
20年	19	—	—	19
21年	34	—	—	34
22年	22	—	—	22
23年	23	—	—	23
24年	34	1	—	35
計	199	1	—	200

## (3) あっせん内容区分

(重複集計)

	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
14年	1	1	—	—	—
15年	8	8	2	1	1
16年	3	8	3	—	3
17年	7	6	1	1	2
18年	8	8	5	2	3
19年	10	7	5	0	5
20年	14	8	2	3	1
21年	18	13	13	6	2
22年	15	12	2	6	2
23年	19	9	8	5	2
24年	24	18	9	16	3
計	127	98	50	40	24

## (4) 終結処理区分

		終 結 区 分					係属中
		解 決	取下げ (関与解決)	取 下 げ	打 切 り	不 開 始	
14年 (1件)	件数 構成比				1 100%		— —
15年 (12件)	件数 構成比	5 42%	2 17%	1 8%	4 33%		— —
16年 (9件)	件数 構成比	6 67%	1 11%		2 22%		— —
17年 (9件)	件数 構成比	5 56%	1 11%		3 33%		— —
18年 (17件)	件数 構成比	10 59%	1 6%		6 35%		— —
19年 (19件)	件数 構成比	7 36%	3 16%	3 16%	3 16%	3 16%	— —
20年 (19件)	件数 構成比	12 63%		1 5%	3 16%	3 16%	— —
21年 (34件)	件数 構成比	17 50%	3 9%		4 12%	10 29%	— —
22年 (22件)	件数 構成比	11 50%		2 9%	8 36%	1 5%	— —
23年 (23件)	件数 構成比	12 52%	3 13%	4 17%	4 17%		— —
24年 (31件)	件数 構成比	20 65%	4 13%	4 13%	2 6%	1 3%	4 —
計 (196件)	件数 構成比	105 54%	18 9%	15 8%	40 20%	18 9%	4 —

## (5) あっせん事件一覧

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始 日	終 結 日 終結区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせん員
23-19	H23 10.27 労働者	退職の撤回及び休職に関する話合い	H23 11. 1	1.10 打切り	—	76日	(公)濱田 (労)小椋 (使)宮城
23-23	H23 12.14 労働者	解雇に伴う損害賠償請求及び謝罪	H23 12.22	1.19 解決	1回	37日	(公)吉谷 (労)安養寺 (使)和田
24-1	2.13 労働者	職場環境及び労働条件の改善	2.27	3.24 解決	5回	41日	(公)河本 (労)池内 (使)宮城
24-2	2.13 労働者	職場環境及び労働条件の改善	2.27	3.24 解決	5回	41日	(公)河本 (労)池内 (使)宮城
24-3	2.13 労働者	職場環境及び労働条件の改善	2.27	3.24 解決	5回	41日	(公)河本 (労)池内 (使)宮城
24-4	2.13 労働者	職場環境及び労働条件の改善	2.27	3.24 解決	5回	41日	(公)河本 (労)池内 (使)宮城
24-5	2.13 労働者	職場環境及び労働条件の改善	2.27	3.5 取下げ	—	22日	(公)河本 (労)池内 (使)宮城
24-6	2.14 労働者	職場環境及び労働条件の改善	2.27	3.24 解決	5回	40日	(公)河本 (労)池内 (使)宮城
24-7	2.17 労働者	退職に関する話合い	—	3.22 取下げ	—	35日	—
24-8	3.6 労働者	退職の申入れに関する話合い	4. 2	4.7 解決	1回	33日	(公)吉谷 (労)安養寺 (使)和田
24-9	3.26 労働者	離職理由の修正及び未払賃金等の請求	4. 6	4.16 取下げ	—	22日	(公)河本 (労)五十嵐 (使)宮城
24-10	3.30 使用者	共同経営の解消に関する話合い	—	5.8 関与解決	—	40日	—



事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始 日	終 結 日 終結区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせん員
24-11	4. 5 労働者	勤務継続断念に伴う生活補償の請求	4. 18	4. 26 解決	1回	21日	(公)濱田 (労)小椋 (使)江尻
24-12	6. 7 労働者	未払い賃金の請求	—	7. 3 解決	—	27日	
24-13	6. 18 労働者	離職に伴う謝罪及び損害賠償の請求	6. 28	7. 9 解決	1回	22日	(公)石黒 (労)本川 (使)江尻
24-14	6. 18 労働者	職場環境の改善	—	6. 27 取下げ	—	10日	
24-15	6. 27 労働者	離職に関する話合い	7. 2	7. 21 解決	1回	25日	(公)吉谷 (労)池内 (使)宮城
24-16	7. 11 労働者	職場環境と配置転換に関する話合い	7. 11	12. 14 解決	5回	108日	(公)濱田 (労)安養寺 (使)稲井
24-17	7. 13 労働者	従業員としての地位確認及び休業補償の請求	7. 18	7. 30 打切り	1回	18日	(公)太田 (労)池内 (使)宮城
24-18	7. 18 労働者	懲戒解雇の撤回	7. 30	8. 9 解決	1回	23日	(公)石黒 (労)五十嵐 (使)江尻
24-19	7. 30 労働者	退職に関する話合い	8. 3	9. 24 解決	3回	57日	(公)太田 (労)小椋 (使)江尻
24-20	7. 30 労働者	退職に関する話合い	8. 3	9. 24 解決	3回	57日	(公)太田 (労)小椋 (使)江尻
24-21	7. 30 労働者	退職に関する話合い	8. 3	9. 24 解決	3回	57日	(公)太田 (労)小椋 (使)江尻
24-22	7. 30 労働者	セクハラに対する話合い	8. 3	8. 24 解決	1回	26日	(公)濱田 (労)池内 (使)奥村
24-23	8. 21 労働者	労働条件の変更に関する話合い	8. 28	11. 21 関与解決	1回	93日	(公)石黒 (労)小椋 (使)奥村

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始 日	終 結 日 終結区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせん員
24-24	8. 21 労働者	精神的苦痛に対す る慰謝料の請求	8. 31	9. 25 解 決	1 回	36日	(公)吉谷 (公)竹本 (労)五十嵐 (使)宮城
24-25	9. 21 労働者	退職に関する話合 い	10. 2	10. 26 解 決	1 回	36日	(公)濱田 (労)本川 (使)稲井
24-26	9. 24 労働者	パワハラ及び休職 に関する話合い	10. 2	11. 12 解 決	2 回	50日	(公)濱田 (労)本川 (使)和田
24-27	10. 2 労働者	離職に関する話合 い	—	10. 11 不開始	—	10日	
24-28	10. 6 労働者	未払賃金の請求	10. 24	11. 10 解 決	1 回	36日	(公)松田 (公)竹本 (労)五十嵐 (使)江尻
24-29	10. 10 労働者	配置換についての 話合い	10. 24	11. 12 関与解決	—	34日	(公)石黒 (労)松崎 (使)奥村
24-30	11. 19 労働者	解雇の撤回	11. 23	12. 11 打切り	—	23日	(公)石黒 (労)小椋 (使)奥村
24-31	11. 27 労働者	離職に関する話合 い	12. 6	12. 20 解 決	1 回	24日	(公)濱田 (労)池内 (使)和田
24-32	11. 30 労働者	謝罪及び損害賠償 請求	12. 13	次年繰越			(公)竹本 (労)小椋 (使)宮城
24-33	11. 30 労働者	未払賃金の請求	12. 12	次年繰越			(公)石黒 (労)松崎 (使)奥村
24-34	11. 30 労働者	未払賃金の請求	12. 12	次年繰越			(公)石黒 (労)松崎 (使)奥村
24-35	12. 7 労働者	解雇に対する話合 い	12. 12	次年繰越			(公)河本 (労)安養寺 (使)和田